届出内容事前チェックシート

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理人：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先：

**伊勢崎駅周辺地区地区計画（駅南口東街区地区）**

※各制限に適合しているかチェックを受けてください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市確認日　　　　　　　年　　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | チェック内容 | 市（担当課） | | |
| １ | 建築物等の  形態又は  意匠の制限 | １．形態・意匠  ・街並みの連続性に配慮し、周囲と調和する形態・意匠、素材を用いるか、同等の効果が得られる工夫をしているか。  ・歩道に面する建物低層部については、にぎわいが感じられる工夫をしているか。  ・屋外階段、設備等が歩道側に配置される場合は、露出を避けるとともに、建築物本体と同等の素材を極力用いているか。 | 適・否 | 都市計画課 |  |
| ２．色彩  ・建築物の外壁等の基調色については、天空、緑などの「自然」を活かす風合い、商品や街で活動する人々を引き立てるよう低明度・彩度を基本としているか。  ・強調色として用いる色数はできるだけ少なくするとともに、際立つ色彩の使用面積は最小限に留めているか。 | 適・否 |
| ３．屋外広告物及びこれを掲出する物件  （１）指定道路２に面する敷地内の広告・看板等（建築物に設置するものを含む）は自己の用に供するもので、自己の敷地内に設置し、周辺の美観・風致を害しないものか。  （２）指定道路２に面する敷地に設置してはならない広告物について  ア．建築物の屋上又は屋根に設置する広告物等ではないものか。  イ．広告板・広告塔（自立看板）で高さが７ｍ以下のものであるか。  ウ．壁面広告物で一面が25㎡以下、または合計で当該壁面面積の３分の１以下のものであるか。 | 適・否 |
| ２ | 垣又はさくの  構造の制限 | 指定道路２に面する垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等と  しているか。  ただし、フェンス等の基礎で高さが60cｍ以下のもの又は門袖（門柱を含む）  で片側の幅が２ｍ以下の部分にあってはこの限りではない。 | 適・否 |
| ３ | 景観届出関係 | ・事前相談  ・景観まちづくり条例に基づく行為の届出 | 要・不要 |